公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称 及び法人番号	名目·趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしく は最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							国所管、都道府県所管の 区分
公益社団法人 日本測量協会 法人番号1010005004291	出展料	108,000		平成30年12月3日		公社	国所管
公益社団法人 日本測量協会 法人番号1010005004291	出展料	432,000		平成30年12月3日		公社	国所管
公益社団法人 日本地震工学会 法人番号:7010405008531	出展料	200,000		平成30年12月10日		公社	国所管
公益財団法人 つくば科学万博記念財団 法人番号1050005010724	協賛金	150,000		平成30年12月20日		公社	国所管
公益社団法人 日本気象学会 法人番号6010005003710	論文掲載料	225,072		平成31年3月1日		公社	国所管

【記載要領】

- (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
- (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- ※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。